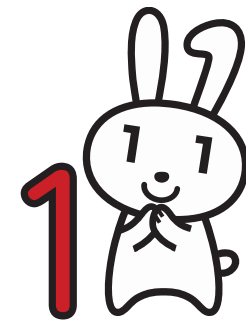
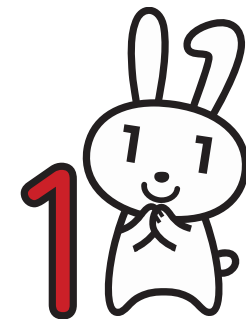


3

広報・その他の情報について



マイナンバー制度に関する広報について



マイナンバー制度に関する広報のポイント

マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する更なる理解の促進

- ◆ 住民の皆様マイナンバーやマイナンバーカードを正しく安心・安全に利用していただけるよう、
 - ・ マイナンバーの利用範囲は法令で定められた範囲に限られていること
 - ・ マイナンバーの利用には本人確認が必要であること
 - ・ マイナンバーカードは顔写真や暗証番号でなりすましを防いでいること
 - ・ マイナンバーカードのICチップには税や年金などの情報は記録されていないことなどの安心・安全対策について、様々な機会を捉えて周知していただきたい。

マイナポータル「ぴったりサービス」の周知の促進

- ◆ 「ぴったりサービス」の対象事務の一つである児童手当の現況届の時期などタイミングを捉えて、当該制度を所管する部局とも連携し、様々な媒体を活用して「ぴったりサービス」の利便性等を周知していただきたい。
- ◆ 併せて「ぴったりサービス」の電子申請の中には、マイナンバーカードが必要なものもあることも周知していただきたい。その際、マイナンバーカードの申請から受取りまでに約 1 カ月を要することを踏まえ、広報のタイミングを検討していただきたい。

マイナンバーカードの交付申請の促進

- ◆ マイナポータルを含め、行政サービスのみならず民間サービスでの利用も拡大していることなど、様々な媒体を活用して、マイナンバーカードの利便性等を周知していただきたい。
- ◆ 来庁時申請方式等の積極的な活用をお願いしたい。

マイナンバー制度主な広報素材の提供について

地方公共団体の周知・広報にご利用いただけるようなツールを作成いたしましたので、是非御活用ください。

ロゴマーク	マイナンバーの広報用ロゴマーク「マイナちゃん」を提供しております。 用例以外の変形、縦横比率及び色の改変をして使用することも可能です。 JPEG形式やai形式をご希望の場合は、お問い合わせください。				《全63種》  
着ぐるみ貸出	「マイナちゃん」の着ぐるみの貸出を行っています。 市区町村主催でのイベント等にご活用ください。 エアータ입と、動きやすいタイプの2種類ございます。 また、パンチングバルーンの貸出も可能です。				   ▲パンチングバルーン
配付資料	マイナンバーまるわかりガイド（2018年3月） ※全市区町村に配付済 マイナンバー制度の最新情報について、わかりやすく説明したリーフレット  ▲A3版（中折り）  ▲A4版（三つ折り）	視覚障害者向け（大活字資料、 点字資料、音声CD）資料 （2018年3月） 	《副教材》15歳になったら知っておきたい What's マイナンバー？ （2017年5月）  	《グッズ》数に限りがございますが、イベントなどに配付する広報用グッズの提供も可能です。  ▲付箋  ▲シール	
S N S	当室HP「マイナンバー(社会保障・税番号制度)」のトップページにバナーがございますので、リンクや登録等、ご活用ください。 facebook  twitter  Youtube  メールマガジン  メール LINE 				
電子媒体	パンフレット、チラシ、副教材の電子媒体を当室HPからも御確認いただけます。 ご自由にダウンロード・プリントアウトして各セミナーや情報収集にご利用いただけます。 資料をご利用される際、事前のご連絡は不要です。 また、修正可能なデータをご希望の際は、お問い合わせください。				 ▲アニメーション動画  ▲ポスター



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。
マイナンバーの利用範囲などは、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・管理した場合、刑事罰が科せられることもあります。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。



Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか？

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。
マイナンバーを使う手続では、必ず身分証等による身元確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるのでマイナンバーの確認と身元確認が1枚でできるよ！



Q. マイナンバーが漏れいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏れいの連鎖を防いでいます。
個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏れいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの？

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。
マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。

マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ！



よくある疑問に答えます！

Q. カードを盗まれたらICチップの情報が漏れませんか？

A. 情報が盗まれないように様々な対策をとっています。
マイナンバーカードのICチップに記録されるのは、住所氏名といったマイナンバーカードに記載されている情報などで、税金や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードのICチップを使うときは、暗証番号が必要になるから、他の人には使えないよ。もし紛失したら、フリーダイヤルでマイナンバーカードの利用停止ができるよ。



Q. マイナンバーカードを使ったら個人情報は丸見え？

A. カードから個人情報を引き出すことはできません。
マイナンバーカードやマイナンバーを手がかりにして、マイナンバーの持ち主に関する個人情報をすべて集めるといったことはできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードを作ったり、使ったりしても、カードに記録は残らないよ。



マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

【受付時間】

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの利用停止については24時間365日受け付けています！



● 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

通知カード、マイナンバーカードについて

050-3818-1250

その他のお問い合わせ

050-3816-9405

● 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカードについて

Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27

マイナンバー(社会保障・税番号制度)ホームページ
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>



平成30年3月発行

「マイナンバーってどんなときに使うの？」にお答えします！

マイナンバー まるわかりガイド 保存版

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

行政の
効率化

公平・公正な
社会の実現

5

内閣府

マイナンバー広報 基本方針（平成30年3月時点）

- 政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開
- 引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナポータルの利活用促進について広報を展開
- マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開
- 様々な対象者の属性・ニーズに応じ、あらゆる媒体を活用した広報を展開

一般国民向け広報

- ◆ 平成27年は3月、8月、10月（通知）、12月に集中広報を実施、平成28年も1月（利用開始）以降、5月まで集中広報を実施、平成29年は1月～3月にマイナンバーカード申請促進の集中広報、8月に情報連携及びマイナポータルの本格運用に向けたマイナンバーカード申請促進の集中広報を実施、平成30年は1月～3月に子育て世代及び若者向けの集中広報を実施
- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
 - ・ 現役世代、高齢者、若者、女性、障害者、外国人など、多様な世代・対象にきめ細かなアプローチ
 - ・ テレビCM、新聞記事下広告、新聞折込広告、ラジオ、雑誌、WEB広報、SNS等の多様なメディアを活用
 - ・ 全国のイベント・祭りなどで「マイナちゃん」がPR

民間事業者向け広報

- ◆ 政府広報等による多様なメディアの活用
 - ・ 新聞記事下広告、動画DVD、事業者向けパンフレット、ポスター等に加え、個人情報保護委員会の民間事業者向けガイドラインや、税・社会保障関連情報を周知
 - ・ ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンなどを活用し、リアルタイムの情報を発信
- ◆ 経済団体等との連携
経済団体等を通じ、所属企業及び従業員に対して理解促進を図るとともに、民間事業者向けの説明会等を実施
- ◆ 制度所管省庁との連携
個人情報保護委員会や国税庁等と連携し、ホームページやリーフレットなどで鮮度の高い情報を提供

マイナンバー制度広報（カード関係を含む）の主要テーマ

➤マイナンバー制度の更なる理解促進に向けた広報

- ✓ マイナンバーやマイナンバーカードのセキュリティ対策について丁寧に説明し、引き続きマイナンバー制度の定着に努める。
- ✓ 情報連携に伴う省略可能な書類の情報などについて、正確な情報をタイムリーに提供する。

➤マイナンバーカードの更なる申請促進

- ✓ マイナンバーカードの利便性・将来像などについて訴求し、カードの申請促進を図る。
- ✓ 特に、若者、子育て世代などターゲットに応じた媒体を活用し、マイナンバーカードの取得メリットを訴求する。

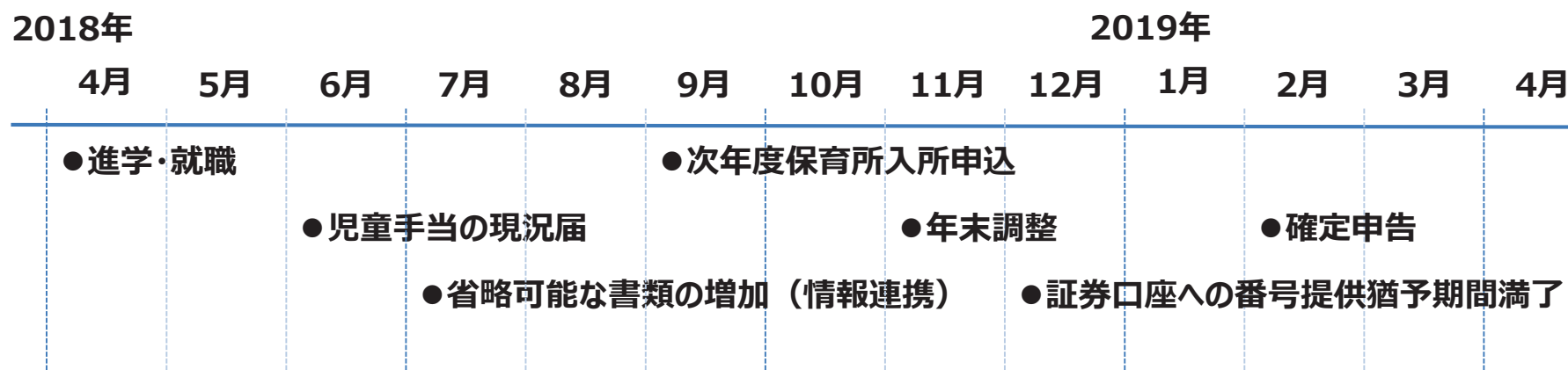
➤ぴったりサービスの利用促進（特に子育てワンストップサービス）

- ✓ 子育てに関するサービス検索やオンライン申請ができることなどの利便性について訴求する。
- ✓ 児童手当の現況届の提出時期や保育所等入所申請時等、タイミングを捉えた広報を展開する。
- ✓ 特に、オンライン申請にはマイナンバーカードが必要なことから、申請時期を踏まえた広報を展開する。

➤地方公共団体等との連携

- ✓ 上記広報に当たっては、地方公共団体と緊密に連携しながらきめ細かい広報に努める。
- ✓ 特に、転出入や確定申告など住民と接する機会を活用した広報展開を検討する。

●マイナンバー制度広報関連イベント



マイナポータル「子育てワンストップサービス」利用に向けた マイナンバーカード申請促進の集中広報

1. ホームページ特設サイトの開設

「子育てワンストップサービス特設サイト」を開設

http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/card_start_contents.html#oss

2. 政府広報の活用

- ・ ニュースアプリ「SmartNews」へ広告掲載：H29/8/28(月)～9/4(月)
- ・ 新聞記事下広告の実施：H29/8/31(木)朝刊 ※全国70紙

3. 動画コンテンツの作成・配信

マイナポータル及び子育てワンストップサービスの紹介動画を作成

- ・ 子育てワンストップサービス紹介動画「マイナンバーカードでますます便利に！
育児の味方！子育てワンストップサービスとは？」
➡ WEBメディアを通じて配信したほか、ホームページに掲載
- ・ マイナポータル紹介動画「マイナちゃんに聞いてみよう！マイナポータル!!」
➡ 全国の地方公共団体にDVDを配布、窓口等での活用を依頼

4. 広報用チラシ

各種サービスの利用場面を紹介するチラシを4種類作成

➡ ホームページに掲載したほか、地方公共団体へ素材提供

※平成29年7月4日付けで事務連絡を発出し、マイナンバーカードの申請について、
サービス利用開始時期を踏まえ、タイミングを捉えた広報の実施を依頼

5. メディアへの記事掲載

育児誌、経済誌のほかウェブメディアにマイナポータルの特集記事を掲載



▲政府広報・記事下広告



▲子育てワンストップサービス紹介動画

マイナンバー制度の周知・広報実績①

1. 地方イベント等へのブース出展（H30/2～H30/3）

- ・全国各地のテレビ局、ラジオ局等が主催するイベントに、マイナンバー制度、マイナンバーカードをP Rするブースを出展（計10会場）

2. テレビCM

- ・「マイナンバーカード／新生活応援編」（波瑠さん出演）
放送期間： H29/2/14(火)～2/27(月) ※期間計：全国43局
- ・「マイナンバーカード／身分証明書編」（波瑠さん出演）
放送期間： H29/1/23(月)～2/5(日) ※期間計：全国43局



▲地方イベントの様子

3. 新聞記事下広告

- ・「新生活のスタートに！マイナンバーカード」
実施日：H29/2/14(火) ※全国70紙
- ・「マイナンバーカードは、これ1枚で身分証明書に！」
実施日：H29/1/23(月)、一部地域は 1/24(火) ※全国70紙
- ・「事業者の皆さん！税務署への法定調書には、マイナンバーの記載が必要です」
実施日：H28/11/18(金) ※全国66紙



▲テレビCM

4. WEB広告、その他の広告

- ・バナー広告 H29/1/23(月)～ 1/29(日)、2/13(月)～ 2/19(日)
- ・動画広告 H29/1/23(月)～ 2/19(日)
- ・トレインチャンネル H29/1/23(月)～1/29(日) 関東・関西の鉄道・地下鉄
- ・コンビニ広告（レジ液晶画面） H29/1/23(月)～2/19(日)
- ・ビジネス誌、少年誌、女性誌等への広告出稿 H29/1/23(月)～2/22(水) 計19誌



▲WEB広告

マイナンバー制度の周知・広報実績②

5. 地方公共団体との連携

- 地方公共団体に対して、事務連絡を発出
 - 国の広報と連携した「マイナンバーカード申請促進キャンペーン」等の実施について（平成29年9月）
 - 児童手当関連手続のオンライン申請に向けたマイナンバーカードの取得促進について（平成30年3月）
 - マイナンバー制度の誤解払拭のための広報について（平成30年3月）
- 地方公共団体に対して、これまでに以下の資料（主なもの）を提供
 - 子育て世代向け、若者向けなどの対象別に、マイナンバーカードのメリットを訴求する動画を作成
 - チラシ「マイナンバーまるわかりガイド」
⇒ 平成30年3月更新 全自治体に2種類計400万部を配布
 - 聴覚障害者向け手話動画
⇒ 平成28年7月にホームページで公開し、全自治体や関係団体にDVDを計6500枚を配布
 - 視覚障害者向け資料「①点字資料、②大活字資料、③音声CD」
⇒ 平成30年3月更新 全自治体に各2万部を配布
 - 副教材「15歳になったら知っておきたい What's マイナンバー？」
⇒ 中学校3年生等を対象に約160万部作成
全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校を通じて平成29年6月に配布
 - 外国語チラシ・QA（6か国語）
⇒ 平成30年3月更新
 - マイナちゃんの着ぐるみ貸出（平成27年6月～）
⇒ 平成30年3月1日現在 46都道府県270回



▲マイナンバーカードの紹介動画



▲マイナンバーまるわかりガイド



▲副教材／教師用ガイド

マイナンバー制度の周知・広報実績③

6. 他府省・経済団体等との連携

➤ 国税庁との連携

- 確定申告に向けたチラシを作成（平成29年11月）
⇒ 全国の税務署に計365万部を配布
- 不動産の売主・貸主を対象としたチラシを更新（平成29年10月）
⇒ ホームページへの掲載に加え、関連協会（5団体）に会員企業への周知を依頼



▲不動産の売主・貸主向けのチラシ

➤ 日本証券業協会との連携

- 新聞記事下広告を実施（平成29年11月、平成30年1月）
⇒ 証券口座、NISA口座へのマイナンバー提供を周知



▲日証協 記事下広告（平成30年1月掲載）

➤ 全国銀行協会との連携

- 預貯金口座の新規開設者や保有者に対して、マイナンバー届出の協力を依頼するためのチラシ及びポスターを作成（平成29年7月）
⇒ 全銀協ウェブサイト等への掲載に加え、全国の銀行等に掲示
※平成29年10月には全国の信用金庫やJA等でもポスター掲示



▲全銀協チラシ

➤ 経済団体等（7団体）との連携

- 会員企業の従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの取得促進、社員証等やサービス提供におけるマイナンバーカードの活用に関する取組みへの協力を依頼（平成29年11月）

マイナンバー制度の周知・広報実績④

7. 動画コンテンツ

➤ 平成29年5月配信

- ・マイナちゃんの「ここがポイント！マイナンバーカード」
 - ①15歳から自分で申請！ ②スマホで申請OK！ ③コンビニで証明書発行！
 - ④マイナポータルにログイン！ ⑤身分証明書になる！



➤ 平成29年8月配信

- ・マイナンバーカードでますます便利に！育児の味方！子育てワンストップサービスとは？
- ・マイナちゃんに聞いてみよう！マイナポータル!!

➤ 平成29年11月配信

- ・あなたのマイナンバーカードがポイントカードに!?ポイント無駄なく地域を応援!!（群馬県前橋市）

➤ 平成30年2月配信

- ・保育所の申請がWEBで!?電子申請やってみました！（兵庫県神戸市）

➤ 平成30年3月配信

- ・実はセキュリティも万全！持ち歩いて便利なマイナンバーカードの魅力とは？



8. その他

➤ WEBを活用した広報

⇒ 政府広報オンライン、内閣府ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンで最新情報を発信

マイナンバー ホームページ

※5言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語）に対応！

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー



●マイナンバー制度 説明資料（動画）



●マイナンバー制度 説明資料



▲マイナンバーまるわかりガイド
A3版（中折り）



▲マイナンバーまるわかりガイド
A4版（三つ折り）

●マイナンバー公式SNS・メルマガ

マイナンバーメールマガジン

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>



マイナンバー公式Twitterアカウント

@MyNumber_PR



マイナちゃんのマイナンバー日記

<https://www.facebook.com/mynadiary>

●マイナポータルの特設ページ



マイナンバーに便乗した詐欺への対応

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで平成27年9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、平成27年10月1日に公表（事例を追加し、平成29年12月に更新）

《これまでの主な相談事例》

- 行政機関を名乗り、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨の取得のために、FAX等により、マイナンバーの提出を求められた。
- 「マイナンバーが順次届き、みんな手続きをしているが、あなたはしているか、早くしないと刑事問題になるかもしれない」と言われた。
- 対応しないと高額な罰金が科されると過度に誇張して商品販売や業務契約を強引に取り付けようとする電話
- 行政機関の職員を名乗る者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。
- 公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。
その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。
翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。 など

《相談窓口》

- マイナンバー
総合フリーダイヤル
0120-95-0178
- 消費者ホットライン
188（いやや！）
- 警察 相談専用窓口
#9110
又は 最寄りの警察署まで
- マイナンバー
苦情あっせん相談窓口
03-6457-9585
- ※ 市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

 ^{マイ ナン バー} 0120-95-0178 (無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30 (年末年始12月29日～1月3日を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度、マイナポータルに関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」に関すること 0120-0178-27

事 務 連 絡
平成30年 3 月14日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課 御中
各指定都市社会保障・税番号制度担当課 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナポータルの機能の一つの「ぴったりサービス」については、多くの地方公共団体に御協力いただき、電子申請に対応いただいているところです。本年6月には「ぴったりサービス」の対象事務の一つである児童手当の現況届の時期が控えているところであり、「ぴったりサービス」を通じた児童手当の現況届の提出を実施する市区町村においては、住民に積極的に活用していただき、その利便性を実感していただくため、的確な周知・広報を行う必要があります。

また、電子申請を行うためには、原則として、マイナンバーカード及びマイナンバーカードに対応するICカードリーダライタ又はスマートフォンが必要となることから、まずは、あらかじめ電子申請希望者に対してマイナンバーカード等の取得を呼びかける必要があります。加えて、マイナンバーカードは、交付申請から交付まで一定期間を要することから、6月の児童手当の現況届の提出時期を踏まえ、タイミングを捉えた周知・広報を実施する必要があります。

このため、「ぴったりサービス」を通じた児童手当の現況届の提出を実施する市区町村におかれましては、【別紙1】から【別紙3】等を御活用いただき、遅くとも5月から、地域の実情に応じて、広報紙への掲載をはじめ、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFMラジオ等あらゆる媒体を通じた情報発信、妊娠届や出生届等で来庁した住民に対する周知、住民向け説明会等、「ぴったりサービス」のサービス内容の周知及びマイナンバーカードの申請促進に向けた広報を積極的に実施いただくようお願いいたします。特に、マイナンバーカードは、申請から受取りまで約1ヶ月要することを踏まえると、早期の申請が望まれることを周知いただきますようお願いいたします。

【別紙1】【別紙2】につきましては、編集可能な広報用素材のデータをデジタルPMOに掲載いたします。

各都道府県におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に御周知ください。

なお、本件事務連絡の内容は、児童手当制度を所管する内閣府子ども・子育て

本部児童手当管理室から児童手当担当課に対しても周知するよう依頼しています。

また、既存の広報全般（広報紙、ホームページ等）に関する地方交付税措置に加えて、平成 27 年度から、マイナンバー広報に関する地方交付税措置が講じられていることを申し添えます。

（お問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室

担 当：小口、柿崎、橋本

T E L：03-6441-3459

児童手当の現況届は、オンラインで！ 「ぴったりサービス」のご案内



マイナポータルのはっきりサービスでは、子育てに関する手続きをはじめとして、様々な申請や届出をオンラインで行うことができます。
まずは、自分にぴったりなサービスを検索してみましょう。

ぴったりサービス 🔍

ぴったり検索

自分にぴったりなサービスを
かんたんに検索できます。



※本機能のご利用にはマイナンバーカードは不要です。



マイナポータルのLINE公式アカウントと
お友達登録した後、子育てに関する行政
サービスを検索することもできます。

お手持ちのスマートフォンまたはタ
ブレットでLINEアプリを起動し、
QRコードリーダーで右の二次元バー
コードを読み取れば、お友達登録が
できます。



オンライン申請

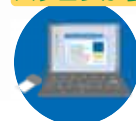
役所まで出向かなくても、
オンラインで申請ができます。

スマホから



マイナンバーカードを使って
オンライン申請

パソコンから



書類の添付は
写真画像でも
OK



市区町村へ

※オンライン申請には、マイナンバーカードが必要な
手続きがあります。ご利用には、マイナンバーカード
に対応するICカードリーダーまたはスマート
フォンが必要です。

＜オンライン申請ができる手続きの例＞

- 児童手当の手続き
- 保育所の入所申請
- 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 妊娠の届出 など

※サービスの内容や開始時期は自治体によって異なります。ご利用に当たっては申請先の市区町村の対応状況をご確認ください。

“マイナンバーカード”の申請は簡単。パソコンやスマホから無料でできます。



カードの
申請は

QRコード



＜郵送で＞



＜パソコンで＞



＜スマホで＞

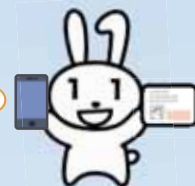


＜証明写真機で＞※



※機器の対応をご確認ください。

<マイナポータル>



マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるようになります。

スマホから



※マイナンバーカード対応機種に
限ります。

パソコンから



※マイナンバーカードに対応するスマホ
またはICカードリーダライタが必要です。

マイナンバーカードの
ICチップでログイン！

※一部機能のご利用にはマイナンバー
カードは不要です。

「お知らせ機能」で
行政機関等から配信される
お知らせを受け取ることが
できます

「ぴったりサービス」で
お住まいの自治体の、
行政サービスの検索や
オンライン申請ができます

まずは
子育てのサービスから
スタート！
裏面をチェック！

行政機関等が保有する
「あなたの情報」を
確認できます

「やりとり履歴」で
行政機関同士が、あなたの
個人情報を受け渡した
履歴を確認できます

「もっとつながる」で
外部サイトを登録すること
で、外部サイトへのログイン
が簡単にできます



※画面は開発中のものです。

市区町村の窓口でマイナポータルにアクセスできる端末を設置しています。



政府広報作成の広報素材の提供について

本年1月より、「忙しい子育て世代」「若者世代」向けに、「みんなのおたすけカード。マイナンバーカード」をテーマに政府広報キャンペーンを展開し、T V C M、web 動画の配信、新聞や雑誌の広告など、さまざまな広報を行っておりますが、その一環として、地方公共団体の周知・広報にご利用いただけるようなツール（ポスターとバナー）を作成いたしましたので、是非御活用ください。

（お問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室

担 当：小口、柿崎、橋本

T E L：03-6441-3459

内閣府大臣官房政府広報室

担 当：今村、渡辺

T E L：03-5253-2111(84308、82769)

【 ポスター 】

- ①政府広報ロゴ入り ②各地方公共団体修正可能



提供方法：①政府広報ロゴの入った改変不可のポスター

内閣府ホームページよりダウンロード可能です。

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/jichitai/index.html#sozai>

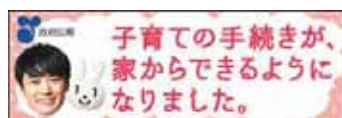
②各地方公共団体にて自由に追記修正できるポスター

編集可能なデータ（Adobe Illustrator 用ファイル）については、別紙 3 に記載のお問い合わせ先のいずれかに御連絡ください。

留意事項：編集可能なデータの提供は、②の追記修正できるポスターのみとなります。また、使用期限はありません。

【 バナー 】

300×100（ホームページ用）（ほか 1200×628（Facebook 用）、800×800（Twitter 用））



提供方法：ホームページ用、Facebook 用、Twitter 用の各サイズございますので、ご希望の方は、別紙 3 に記載のお問い合わせ先のいずれかに御連絡ください。（ホームページには掲載しません。）

留意事項：①営利目的での使用はできません。

目的外利用及び第三者へ譲渡・貸与その他の権利の設定は行わないでください。また、サイズの変更や編集、加工は不可となります。

②肖像権の関係で使用期限は 2020 年 1 月 11 日までとなります。

③リンク先は政府広報オンラインのマイナンバー特集ページに、必ず設定していただくようお願いいたします。

<https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

府 番 第 4 7 号

総 行 住 第 3 3 号

平 成 3 0 年 3 月 1 9 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部局長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

マイナンバー制度に対する誤解払拭に向けた広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバー制度の一層の推進に当たっては、昨年 11 月から本格運用を開始した「情報連携」をはじめ、「マイナポータル」「マイナンバーカード」というマイナンバー制度のインフラを最大限活用していく必要があります。

一方で、これまでも地方公共団体の御協力を得ながら、マイナンバー制度に関する周知・広報に取り組んできたところですが、今なお制度に対する誤解が少なからず見受けられます。

このため、マイナンバー提供時における本人確認や、マイナンバーカードの偽造防止措置、暗証番号等なりすまし防止対策など、マイナンバーやマイナンバーカードの悪用を防止するための様々な安全対策について、あらためて国民・住民の皆様にご知っていただくための周知・広報に取り組むことが重要です。

国においては、本年 2 月以降、マイナンバー制度に関する誤解を解くための訴求ポイントをわかりやすく伝えるため、動画の制作・配信や啓発イベントの実施などにより集中的な周知・広報を実施するとともに、先般、各都道府県知事・各市区町村長宛てにマイナンバー制度の推進に関する大臣書簡（平成 30 年 1 月 26 日付）を発出したところです。

つきましては、貴職におかれましても、上記趣旨を踏まえ、必要に応じて内閣府及び総務省の広報素材（別添 1）を活用いただきながら、下記事項に留意のうえ、別添 2 に掲げるようなマイナンバー制度の誤解払拭に向けた周知・広報に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ① マイナンバー制度の誤解払拭における周知・広報に当たりましては、ウェブサイトや広報紙など各種広報媒体の活用、関係機関・団体等と連携した地域・学校等での出張説明会の実施など、地域の実情を踏まえ、きめ細やかな取り組みを御検討いただきますようお願いいたします。

特に、昨年6月には、将来の社会を担う学生に対し、マイナンバー制度について分かりやすく解説した副教材を作成し、全国の中学校等へ配布するとともに、当該副教材の生徒への配布及び授業の実施を依頼したところであり、貴職におかれましても、貴団体教育委員会等と連携の上、積極的な対応をお願いいたします。

※ 広報素材については電子データでの提供が可能なものもありますので、必要な場合は下記問い合わせ先まで御連絡ください。

- ② マイナンバーカードの申請を受け付ける窓口を所管する部局など、貴団体内の関係部局においても、住民と接する機会などを活用し、マイナンバーカードをはじめとするマイナンバー制度の誤解の払拭に努めていただきますようお願いいたします。

特に、年度末・年度初めは住所変更の届出のため通知カードを持参する住民の方々の来庁機会も多いことから、この機会を捉え、申請時来庁方式（申請時に市町村が指定する場所に来所させ本人確認を行い、交付時には来庁等することなく、本人が確実に受け取れる方法でカードの交付を行う方式）を活用したマイナンバーカードの交付申請促進（別添3の事例参照）などの積極的な取り組みをお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（お問合せ先） 内閣府大臣官房番号制度担当室 （内閣官房番号制度推進室） 服部、小口、橋本 TEL:03-6441-3459 総務省自治行政局住民制度課 長岡、平野、横山 TEL:03-5253-5517
--

マイナンバー制度の安全対策に関する広報素材（予定含む）

■WEBサイト

- ・ 内閣府マイナンバー（社会保障・税番号制度）「安全対策特設ページ」
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/individual/security.html>
- ・ 内閣府マイナンバー（社会保障・税番号制度）「地方公共団体向けページ」
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/case/jichitai/index.html>
※地方公共団体におけるマイナンバー制度の広報のための情報を提供するために設置したページです。下記広報素材についても、基本的にこのページに掲載しますので、随時御確認ください。

■動画

- ・ 内閣府作成：実はセキュリティも万全！持ち歩いて便利なマイナンバーカードの魅力とは？（内閣府職員による紹介）
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/prmovie.html#a5>
- ・ 内閣府作成：安全対策に関するショートムービー（アニメーション）
平成 30 年 3 月下旬 公開予定

■リーフレット・チラシ

- ・ 内閣府作成：マイナンバー制度の安全対策 Q & A（A4）
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/anzenqa.pdf>
- ・ 内閣府作成：事業者の皆様へ（A4）
マイナンバーカードは身分証明書としてご利用いただけます
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/mibunsho.pdf>
- ・ 内閣府作成：イベント用広報素材（チラシ、クイズ、パネル）
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#event>
- ・ 内閣府作成：マイナンバーまるわかりガイド
平成 30 年 3 月下旬 各都道府県及び各市区町村に配布予定
※平成 28 年 4 月に政府広報で配布したリーフレットの改訂版です。
配布予定の詳細は別途御案内します。
- ・ 内閣府作成：副教材
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#fukukyoza>
- ・ 総務省作成：マイナンバーカードをつくってみませんか
http://www.soumu.go.jp/main_content/000510382.pdf

誤解払拭のための広報文例

◆他人のマイナンバーを悪用できる？

- ・ マイナンバーを含む個人情報は、法律で限定された場合（行政事務）のみ利用・提供が可能。
- ・ マイナンバーを利用・提供できる場合であっても、提供の際には身分証明書（マイナンバーカードなど）で本人確認を行い、なりすましを防止。
- ・ 不正な収集・利用などの違反行為には通常の個人情報の場合よりも厳しい罰則を適用。

◆マイナンバーから個人情報を引き出せる？

- ・ 個人情報は分散して管理。
- ・ 法律で限定された場合にのみ、正当な権限を有する職員のみが利用できる専用の情報提供ネットワークシステムにより、マイナンバーとは異なる情報保有機関ごとの符号を用いて情報連携を行うことで、情報漏えいを防止。
- ・ マイナンバーが直接ネットワークを流れることはない。

◆他人のマイナンバーカードを悪用できる？

- ・ 対面での悪用はマイナンバーカードの顔写真により防止。
- ・ オンラインでの悪用はマイナンバーカードの機能停止により防止。
（24 時間・365 日稼働のコールセンターで対応）
- ・ アプリケーションごとに異なる暗証番号を設定し、一定回数以上間違えるとカードをロック。

◆マイナンバーカードの IC チップから個人情報を引き出せる？

- ・ IC チップからの不正な情報の読み出しを、情報自体が消去される仕組みにより防止。
- ・ IC チップの利用には暗証番号が必要。
- ・ もともと IC チップには、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は記録されない。
（マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、マイナンバーなどを記録）

○申請時来庁方式の活用①(常時、来庁者向け、郵送申請)

1. 概要

- 常時、申請時来庁方式による申請を受付し、顔写真撮影サービスをあわせて実施
特に、転入・転居届出(住民異動届出)等で通知カードを持参して来庁する場合に有効

2. ポイント(実施:平成28年8月～)

- 交付時来庁方式の課題
(住民側)写真の用意が手間
不慣れな端末入力に時間
(職員側)住民の来庁時間が予測不能
カード準備に時間



- 申請時来庁方式のメリット
(住民側)再度の来庁(待ち時間)・再度の書類提示が不要(①)
顔写真の準備不要(②)
(職員側)通知カード記載事項変更の省略(③)
申請者の来庁時刻に関わらず作業可(事務の平準化)(④)

(例:転入・転居届出とカード交付申請手続)

	転入・転居届		カード交付申請		カード交付	
	住民	職員	住民	職員	住民	職員
交付時 来庁 方式	・届出書記載 ・本人確認書類 ・通知カードの 持参・提示	・通知カード 住所記載 変更 ③	・顔写真の用意 ・申請書の記入 ↓ ・郵送・スマホ・ PC等で申請	—	・来庁、受付待機 ・本人確認書類、 通知カードの 持参・提示	・交付通知書発送 ・来庁者カードの 準備 ・本人確認 ・カード交付
申請時 来庁 方式	・届出書記載 ・本人確認書類、通知カードの 持参・提示 ・カード交付申請書の記入	・顔写真撮影 ・本人確認 ②	—	—	・(来庁不要) ①	・本人限定受取郵便でカード交付 ④

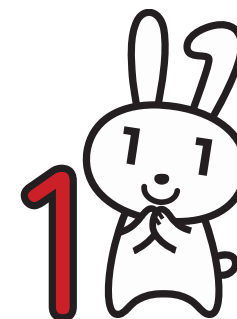
3. 効果

申請	申請時来庁方式による申請受付数		〈参考〉 交付	全体交付枚数	
		うち届出と同時に申請			うち申請時来庁申請からの交付枚数
H30.1月	294件※	81件	H30.1月	309枚	197枚※
H30.2月	257件※	90件	H30.2月	509枚	354枚※



※ 届出と同時に申請できなかった場合でも、常に申請時来庁方式で受け付けることとしているため、後日利用する者が多数存在

デジタルPMOの認証について



デジタルPMOの認証方式について

- デジタルPMOの認証方式については、以下の通りお示しし、対応をお願いしているところ。
 - ① 平成32年4月を目途に認証方式をID・PWから公的個人認証に一本化する（※）。
 - ② 公的個人認証導入に係る準備期間として平成30年9月末まで地方公共団体職員のメールアドレスで受け取ったワンタイムパスワードを認証時に入力する多要素認証を可能とする。
- 新サービス開始後、一部の団体から頂いた要望等をもとに、以下の通り検討を行っている。
 - ① 平成30年10月から平成32年3月末までに公的個人認証の導入が完了する地方公共団体については、暫定的に導入しているワンタイムパスワードの利用を延長する方向で検討中。
 - ② 子育てワンストップサービスのA・B又はCパターンのLGWAN-ASPを経由する方式に加え、別途、LGWAN-ASPサービスの提供を検討中。
 - ③ マイナポータルですでに提供しているQRコード認証を平成30年9月を目途にデジタルPMOで利用可能とする（Android用マイナポータルAPがインストールされたマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンが必要）。
- 今後、各地方公共団体へ公的個人認証の導入準備状況や技術的な課題等について照会を行い結果を踏まえて継続検討を行っていく。